

※現在校則の改定作業を進めています。年度途中で内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

学校生活の規準

○学習成績の評価

学習成績の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を考慮し、定期試験・学習態度・出席状況・課題（レポート）・小テスト・実験実習・実技等を総合して算出する。

○単位の追認

過年度において単位不認定科目を有する者に対し、以下の要領で単位追認試験を行う。

- (1) 追認試験は年2回（8月及び1月）行う。ただし、3年生に限り2月にも行うことができる。
- (2) 追認試験を受ける者は事前に学級担任を経て教務部に受験願を提出するとともに、当該科目担任に申し出て十分な指導を受ける。受験願を定められた期日までに提出しない者は、その受験資格を失う。
- (3) 原則として、正当な理由なくして追認試験を受けなかった者は、その年度の以後の当該科目の受験資格を失う。正当な理由で受けられなかった者には、改めて追認試験を行うことができる。
- (4) 当該科目担任は教務部の定める試験日程に従い追認試験を行う。実技を伴う科目もこれに準ずる。

○通 学

- 1 通学の際は交通道徳を重んじ、他の模範となるよう努める。
- 2 始業時刻10分前までに登校するように心がけるとともに、所定の時刻までに下校する。ただし、生徒退出時刻（午後4時40分）以降に学校に残る場合は許可を受ける。
- 3 欠席する場合は、必ず保護者が連絡する。
- 4 始業から放課までの間に校外に出る時は、学級担任に届け出て「外出届」を携行する。ただし、実習等の場合を除く。
- 5 遅刻した場合は、「遅刻届」を提出する。
- 6 登校後やむなく欠課、早退する時は、学級担任に届け出て許可を得る。
- 7 始業および生徒退出の時刻は次のとおりとする。
始業時刻 午前8時45分
生徒退出時刻 午後4時40分
- 8 生徒手帳を常に携行する。

○礼 儀

- 1 職員または来校者に会った時は挨拶をする。
- 2 生徒相互も、挨拶するよう心がける。
- 3 言葉づかいは正しく、丁寧であるよう心がける。

○交 友

- 1 良い友人関係をつくり、自己の啓発に努める。
- 2 上・下級生徒間においては秩序を保つとともに、敬愛の心を失わない。
- 3 男女の交際は、節度をもって、公明に行う。

○服 装

- 1 服装は清潔端正で品位を保ち、華美をさける。
- 2 本校指定の制服を着用する。ただし、学校の指示または許可によって略装することができる。実習服および体育の服装については別に定める。
- 3 服装の規定については「風紀規定」に従う。
- 4 男子は、右襟に校章、左襟に学年色の科章を、女子は、上着の左襟に校章をつける。

（学科別）

普通科 (L) Liberal

生物生産科 (A) Agricultural

環境工学科 (E) Engineering

福祉科 (S) Social Welfare

5 上履きは本校指定のものを使用する。

○清掃・整美

- 1 校舎内外の清掃美化に努める。
- 2 学級ごとに定められた受持区域の清掃を実施する。
- 3 清掃終了後監督職員の点検、指導を受ける。
- 4 清掃用具は大切に取り扱い、所定の場所に確実に返還又は保管する。
- 5 校舎・校具を破損した時は、ただちに申し出て指示に従う。

○所持品

- 1 教科用具および所持品には、科・学年・組・氏名を明記する。
- 2 貴重品や金銭の保管については、十分に留意し、更衣室ロッカーは、必ず鍵をかける。
- 3 金銭・物品は、貸借しない。
- 4 金銭・物品を紛失または拾得した時は、ただちに学校に届け出る。

○風紀

- 1 頭髪は生徒らしい清潔なものとする。パーマ、ウェーブ、脱色・染色、カール、モヒカン、アシンメトリー、ツーブロック、長髪、剃り込み、付け毛（エクステンション）等をしない。
- 2 旅行（泊をともなう時）・登山・アルバイト等を行う場合は、所定の用紙に記入のうえ、学級担任に提出し、指導を受ける。
- 3 次の諸項は厳禁する。
 - (1) 喫煙・飲酒等の違法な不良行為
 - (2) 生徒として不適当な遊戯場・飲食店等への立ち入り
 - (3) 深夜の外出（午後 10 時以降は条例で禁止）
 - (4) 試験の際の不正行為（携帯の鳴動も含む）
 - (5) 公共物の私物化や破壊
 - (6) その他生徒としての本分に反する行為（いじめや暴力、暴言等）

○交通

- 1 乗り物を利用する場合は、学校の定めるところによる。
- 2 自転車の2人乗りをしない。
- 3 交通ルールを遵守する。
- 4 二輪車の規定の趣旨を理解し、全面的に協力する。

○集会

- 1 会を組織したり、集会を催したりする場合は、学校に届け出て指導を受ける。
- 2 次の場合は、必ず学校に申し出て許可を受ける。
 - (1) 金銭の募集、印刷物の出版、掲示等をする場合
 - (2) 生徒が直接学校の名、または生徒会等の名で対外交渉をする場合
 - (3) 校外団体に加入する場合

○皆勤

- 1 3年間無遅刻・無欠席・無早退・無欠課の者を皆勤とする。
- 2 次の場合は出席扱いとする。
 - (1) 学校代表としての出向の場合
 - (2) 校外活動への参加を校長が認めた場合
- 3 次の場合は出席すべき日数または時数を減じ欠席としない。

- (1) 忌引の場合
- (2) 本人、家族または同居者などに伝染病が発生し、学校から出席停止を命じられた場合
- (3) 就職・進学・資格等に係る試験で事前に申し出て許可された出席停止の場合
- (4) 校長が認めた風雪や列車・バス等の事故により遅刻・欠課・欠席した場合

○精 勤

3年間の欠席1日の者、又は、遅刻・早退の合計が3回以内で欠課時数が6時間以内の者。

○購 買

- 1 昼食は原則として弁当を持参する。
- 2 購買を利用する場合は各自で販売場所に行き、購入する。
- 3 昼食を購入するために外出することはできない。

○アルバイト

- 1 通年のアルバイトを希望する場合

通年のアルバイトを希望する場合、その必要性等について家庭でよく話し合い、担任に申し出ること。なお、1年生については学校に慣れるなどを優先するのが望ましく、夏休み前のアルバイトは推奨しない。また、アルバイトを希望する場合には以下の(1)～(7)について十分に考慮すること。

- (1) 経済的事情等の理由があること。
- (2) 保護者の責任のもと、アルバイトをさせる必要性と強い意志がある。
- (3) 学校生活(学業や部活動)に支障がないこと。
 - ア 評定「1」がなく、学習活動(実習・補習等への出席、提出物等)に問題が無いこと。
 - イ アルバイトを理由とした、部活動等への不参加がないこと。
- (4) 飲酒が主目的である飲食店や危険な作業を伴う職種でないこと。
- (5) 就労時間は1日8時間、終業は午後8時を目安とすること。
- (6) アルバイトで得た給与の使途が有意義かつ有効であること。
- (7) 定期試験の一週間前から試験終了まではアルバイトを控えること。

- 2 長期休業中(夏季・冬季・春季)のみのアルバイトを希望する場合

「1 通年のアルバイトを希望する場合」の規定に準ずる。

- 3 手続き

- (1) 通年のアルバイトを希望する場合

- ア 担任に希望を申し出る。
 - イ 「アルバイト届(通年)」に記入し、提出する。

*確認が必要な事項がある場合、保護者・本人・学校職員で面談を実施する場合がある。

*「アルバイト届(通年)」を提出していれば、長期休業中に同一事業所でアルバイトを行う場合でも「アルバイト届(長期休業中)」の提出は不要とする。

- (2) 長期休業中(夏季・冬季・春季)のみのアルバイトを希望する場合

- ア 担任に希望を申し出る。
 - イ 「アルバイト届(長期休業中)」に記入し、提出する。

- (3) 無断アルバイト(アルバイト届未提出でのアルバイト従事)は、校則違反として特別指導の対象となる。また、アルバイト届の内容を変更する場合や、年度をまたいでアルバイトを継続する場合は、直ちにアルバイト届を再提出すること。

風紀規定

男 子	服 装	<p>ア 本校指定の学生服（上・下）とし、白いワイシャツを着用する。</p> <p>イ 校章・科章・ボタン等は、指定のものをきちんとつける。</p> <p>ウ 季節による服装については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 4月～ 本校指定の学生服を着用する。 2) 6月～ 衣替えをする（上着を脱ぎ、白いワイシャツを着用する）。本校指定のポロシャツを着用してもよい。 ※寒い日は、学生服を着用してもよい。 3) 6月～9月の期間、気温が高くなる場合（目安は予想最高気温が28°C以上もしくはWBGT値が25以上）は、熱中症対策のため、体育着（半袖Tシャツとハーフパンツもしくは半袖Tシャツと長ズボン）での登下校を可とする。ただし、登校後は朝のS H R開始までに制服に着替えることとする（1時間目が体育もしくは実習着を着用する授業の場合を除く）。また、6時間目に体育着を着用していた場合は、下校時まで体育着を着用することを可とする。 4) 10月～ 本校指定の学生服を着用する。 5) 冬季間は防寒着を着用してもよい。 6) 冬季間は防寒を目的として（目安は予想最低気温が10°C未満）体育着（半袖や長袖のTシャツおよびハーフパンツを除く）での登下校を可とする。ただし、登校後は朝のS H R開始までに制服に着替えることとする（1時間目が体育もしくは実習着を着用する授業の場合を除く）。また、6時間目に体育着を着用していた場合は、下校時まで体育着を着用することを可とする。 <p>エ 変形したり、他のものを着用したりしない。</p> <p>オ 生徒間の交換は禁止する。</p>
	頭 髮	<p>ア 頭髪は生徒らしい清潔なものとし、パーマ、ウェーブ、脱色・染色、カール、モヒカン、アシンメトリー、ツーブロック、長髪、剃り込み等は禁止する。</p> <p>イ 長さは、目・耳・襟にかかるない程度とする。</p> <p>ウ 整髪料の使用は禁止する。</p>
子	通 学 靴	<p>ア 革靴・合成革靴は、黒または茶色の一色とする。運動靴は、学生らしいものとする。</p> <p>イ 型は学生らしいもので、ヒールの高さは3cm位までとする。</p>
	上 履 き	<p>ア 上履きは本校指定のものとする。</p> <p>イ つまさきの表に名前を明記する。</p> <p>ウ かかとを踏まない。</p>
	ソ ッ ク ス	白色、紺色、黒色の一色のものとする。ワンポイントは可とする。短くともくるぶしにかかるものとする。
	ペ ル ト	<p>ア 黒色とする。</p> <p>イ 巾は2.5cm～3.5cmとする。ノーベルト・吊りバンドは禁止する。</p>
	カ バ ン	学生カバンまたは手提げカバン、肩掛けカバン、背負いカバンは学生らしいもので1日分の教科書・ノート類が入る大きさのものとし、ふたのできるものとする。
	セ ー タ ー	<p>ア 学ラン・ブレザーの下に指定のセーターを着用することができる。</p> <p>イ 校内では、指定のセーターを着用していれば、学ラン・ブレザーを省略することができる。</p>

防 寒 着	<p>ア 登下校時に学ラン・ブレザー・指定のセーターの上に防寒着としてコート・ダウンジャケット・ジャンパー・ウィンドブレーカーを着用することができる。</p> <p>イ 防寒着は華美でないものを着用する。ただし、部活動で指定されているジャンパー やウィンドブレーカーについてはこの限りではない。</p> <p>ウ 防寒着を着用できるのは朝のS H R開始までの時間および帰りのS H R終了後からとする。</p>
所 持 品	<p>ア 盗難防止のため、持ち物には必ず科・学年・組・氏名を明記する。</p> <p>イ 貴重品の管理をきちんとする。</p> <p>ウ 教科書・その他教材は、教室等に放置せず家庭に必ず持ち帰る。</p> <p>エ マンガ・雑誌類、遊技具類、ヘッドホンステレオ、ドライヤー等は学校に持ち込まない。</p> <p>オ 携帯電話等は、校内では電源を切ってカバンにしまっておく。</p> <p>カ 校内での充電は禁止する。</p>
そ の 他	<p>ア 眉毛は剃ったり、抜いたりしない。</p> <p>イ 爪は伸ばさず清潔にしておく。</p> <p>ウ ネックレス・ピアス・指輪等の装身具は禁止する。</p>

女	服 装	<p>ア 本校指定の制服（上着・スカート・スラックス・ニットベスト・リボン）とし、白いブラウス、ワイシャツを着用する。スカートの丈は膝頭中央とする。</p> <p>※ただし式典時は指定のブラウス、指定のハイソックスを着用する。</p> <p>イ 校章は、上着の左襟につける。</p> <p>ウ 季節による制服については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 4月～ 本校指定の制服を着用する。 2) 6月～ 衣替えをする。（上着を脱ぎ、ニットベストとリボンを着用する）本校指定のポロシャツを着用してもよい。 3) 6月～9月の期間、気温が高くなる場合（目安は予想最高気温が28°C以上もしくはWBGT値が25以上）は、熱中症対策のため、体育着（半袖Tシャツとハーフパンツもしくは半袖Tシャツと長ズボン）での登下校を可とする。ただし、登校後は朝のS H R開始までに制服に着替えることとする（1時間目が体育もしくは実習着を着用する授業の場合を除く）。また、6時間目に体育着を着用していた場合は、下校時まで体育着を着用することを可とする。 4) 10月～ 本校指定の制服を着用する。 5) 冬季間は防寒着を着用してもよい。 6) 冬季間は防寒を目的として（目安は予想最低気温が10°C未満）体育着（半袖や長袖のTシャツおよびハーフパンツを除く）での登下校を可とする。ただし、登校後は朝のS H R開始までに制服に着替えることとする（1時間目が体育もしくは実習着を着用する授業の場合を除く）。また、6時間目に体育着を着用していた場合は、下校時まで体育着を着用することを可とする。 <p>エ 変形したり、他のものを着用したりしない。</p> <p>オ 生徒間の交換は禁止する。</p>

子	頭 髮	<p>ア 頭髪は、生徒らしい清潔なものとし、パーマ・ウェーブ・カール・アシンメトリー・染色・脱色・付け毛（エクステンション）等は禁止する。</p> <p>イ リボン等の髪飾りは禁止する。</p>
	通 学 靴	<p>ア 革靴・合成革靴は、黒または茶色の一色とする。運動靴は、学生らしいものとする。</p> <p>イ 型は学生らしいもので、ヒールの高さは3cm位までとする。</p>
	上 履 き	<p>ア 上履きは本校指定のものとする。</p> <p>イ つまさきの表に名前を明記する。</p> <p>ウ かかとを踏まない。</p>
	ソ ッ ク ス ス ト ッ キ ン グ（タイツ）	<p>ア ソックスは指定のハイソックスとする。ただし、普段使いとしてはワンポイントの紺・黒を認める。ただし、長さは指定のものに準ずる。</p> <p>イ ストッキング・タイツは、ベージュまたは黒に限る。ストッキング・タイツを着用する際には、ソックスを省略することができる。</p>
	カ バ ン	学生カバンまたは手提げカバン、肩掛けカバン、背負いカバンは学生らしいもので1日の教科書・ノート類が入る大きさのものとし、ふたのできるものとする
	セ エ タ ー	<p>ア 学ラン・ブレザーの下に指定のセーターを着用することができる。</p> <p>イ 校内では、指定のセーターを着用していれば、学ラン・ブレザーを省略することができる。</p>
	防 寒 着	<p>ア 登下校時に学ラン・ブレザー・指定のセーターの上に防寒着としてコート・ダウンジャケット・ジャンパー・ウィンドブレーカーを着用することができる。</p> <p>イ 防寒着は華美でないものを着用する。ただし、部活動で指定されているジャンパー・やウィンドブレーカーについてはこの限りではない。</p> <p>ウ 防寒着を着用できるのは朝のS H R開始までの時間および帰りのS H R終了後からとする。</p>
	所 持 品	<p>ア 盗難防止のため、持ち物には必ず科・学年・組・氏名を明記する。</p> <p>イ 貴重品の管理をきちんとする。</p> <p>ウ 教科書・その他の教材は、教室等に放置せず家庭に必ず持ち帰る。</p> <p>エ マンガ・雑誌類、遊技具類、ヘッドホンステレオ、ドライヤー、化粧道具等は学校に持ち込まない。</p> <p>オ 携帯電話等は、校内では電源を切ってカバンにしまっておく。</p> <p>カ 校内での充電は禁止する。</p>
	そ の 他	<p>ア 眉毛は剃ったり、抜いたりしない。</p> <p>イ 爪は伸ばさず清潔にしておく。</p> <p>ウ ネックレス・ピアス・指輪・ブローチ等の装身具は禁止する。</p> <p>エ 化粧は禁止する。</p>

交通関係規定

1 自転車通学規定

(1) 許可の条件

- ア 学校までの利用については、原則として1km以上離れている地域とする。駅までの利用については、許可を受け、駐輪のマナーを守って利用する。
- イ 利用者は損害保険に加入する。
- ウ 利用者は必ずヘルメットを着用する。

(2) 手続き

通学希望者は、保護者連署のうえ、担任を通じて所定の許可願を交通指導係に提出する。係は、交通安全の心構え等の確認後、通学を許可する。

(3) 指導事項

- ア 自転車に学校指定のステッカー（防犯登録証・校章）を貼付する。
- イ 安全な服装・履物を身に付ける。
- ウ 車両の点検・整備を怠らない（TSマークの交付を受ける）。
- エ 時間にゆとりを持って登校する。
- オ 卒業時には学校指定ステッカーを剥がす。

(4) その他

- ア 必要に応じて通学許可の停止・取消を行う場合がある。
- イ 駐輪の際には施錠等、各自で盗難防止に努める。

2 二輪車運転免許証取得規定

- (1) 生命尊重、進路実現及び加害事故防止の観点から、二輪車の運転免許証の取得及び乗車は原則として認めない。
- (2) 「3 原付通学許可の特例」の条件を満たす希望者は、学校が協議の上、原動機付自転車（以下原付とする）の免許証取得及び通学が可能となる場合がある。
- (3) 上記によらず、特別な事情等がある場合には、別途協議をする。

3 原付通学許可の特例

(1) 許可条件

- ア 2・3年生となる者。
- イ 学業成績が良好（不振科目がない等）で部活動等に熱心に取り組む者。
- ウ 列車・バス等の公共交通機関の利用が著しく困難な者。
※最寄り駅（バス停）までの距離が4km以上、または、家庭の事情や交通事情等特別な場合。
- エ 過去に道路交通法、校内規則に違反がなく、今後も規定を遵守できる者。
(ア) 過去1年以内に交通規定に違反していない者。
(イ) 過去1年以内に生徒指導上の指導がない者。
- オ 指定の期間（春季休業中）に免許が取得できる者。
(指定の期間に免許を取得できなければ、許可を取り消す場合がある。)
- カ 「(3) 指導事項」をよく理解し、遵守することができる者。
- キ 上記のア～カが守れない場合には、特別指導、原付通学の停止あるいは取り消し等になることがある。

(2) 手続き

- ア 通学希望者は、保護者連署の上、担任を通じて指定の期間内に許可申請を交通指導係に提出する。
※許可申請の受付は、年1回（3学期）のみである。
- イ 受付後、原付通学許可検討委員会で協議の上、校長が許可を決定する。
- ウ 該当者は、指定の期間に下記の準備をする。
(ア) 原付免許証
※免許証取得の申し込みは、該当者が各自で行い、費用は個人負担とする。また、(イ)～(オ)も同様である。

- (イ) 原付
- (ウ) ヘルメット (JIS規格・フルフェイス・単色)
- (エ) 自動車損害賠償の加入
- (オ) 任意保険の加入

エ 原付通学は、原付通学許可会への参加（本人・保護者）後に許可される。

オ 原付通学許可会は、交通安全の心構え等の確認や手続きをする。また、必要な書類等を持参し、全てが整っていることを確認後、校長が通学を許可する。

(3) 指導事項

ア 運転技術の習得及び交通規則遵守により安全運転する。

イ 学校指定のステッカーをヘルメットと車両に貼付する。

ウ 本校主催の実技講習会を受講する。

エ 路面の状況や交通状況により、原付通学が困難な場合は利用を控える。

オ 原付を通学以外で利用しない。また、許可なく利用区間を変更しない。

カ 利用区間内でも通学以外に利用できない。

※登校日にアルバイトを実施する場合は、勤務先が許可路線沿いであれば利用できるが、休日にアルバイトに出勤する場合は利用できない。

キ 車両・区間の変更や原付通学を中止した場合は、速やかに交通指導係に申し出る。また、交通事故が発生した場合も同様である。

ク 上記のア～キが守れない場合には、特別指導、原付通学の停止あるいは取り消し等となることがある。

4 普通自動車運転免許取得規定

(1) 生命尊重、進路実現及び加害事故防止の観点から、四輪車の免許証取得及び運転は認めない。

(2) 普通自動車の免許取得については、下記の「(3) 入所許可の条件」を満たして校長の許可、「(4) 手続き」を経て、教習所へ入所が可能となる。

(3) 入所許可の条件

ア 3年生である者。

イ 学業成績が良好な者（不振科目がない者）。

ウ 風紀検査に合格した者。

エ 同意書及び申請書を指定の期間に提出した者。

オ 自営・就職希望者及び進学・公務員内定者のいずれであること。

カ 過去1年以内に交通事故・違反をしていない者。

キ 過去1年以内に生活指導上で指導を受けてない者。

ク 保護者が「第3学年保護者会」に出席し、学校の交通指導方針の説明を受けた者。

ケ 授業や学校行事等の学校生活が最優先であることを理解し遵守することができる者。また、金銭面についても同様である。

コ 上記のア～ケを満たした者は、早期入所（6月～11月の入所）の対象である。

サ 12月以降の教習所への入所は上記の「ア、ウ、エ、ケ」を満たした者が対象である。

シ 「(5) 指導事項」をよく理解し、遵守することができる者。

ス 上記のア～シが守れない場合には、特別指導や教習の停止あるいは中止等となる場合がある。

(4) 手続き

ア 入所希望調査により申請を行う。

イ 申請書と同意書を担任に提出し、これらの書類を交通指導係が検討する。

ウ 生徒指導部が風紀検査をする。

エ 学校で実施される「教習所入所許可式」に参加し、交通安全の心構えや入所に関する説明を受け、許可書が発行となる。

オ 教習所への申し込みは、希望する教習所に各自で手続きする（許可書を提出する）。

(5) 指導事項

ア 無許可で入所した者は、特別指導等の対象とする。また、許可前の入所予約も同様である。

イ 仮免許の使用は、教習所以外では認められない。

- ウ 教習所卒業証明書や仮免許等は保護者の責任のもと、厳重に保管する。
 - エ 在学中の免許取得やこれに関わる各試験の受験は認められない。これらは卒業式以降に行う。
 - オ 制服を着用し、本校の生徒として、品位を持って教習を受ける。
 - カ 学校生活を優先し、授業や学校行事等よりも教習を優先することを認めない。なお、金銭面についても同様である。
 - キ 平日は放課後のみ、休日は終日とする。
 - ク 試験期間中（試験1週間前～試験終了）の教習を禁止とする。
 - ケ 長期休業や家庭学習期間等の合宿教習は認めない。
 - コ 上記のア～ケが守れない場合には、特別指導や教習の停止あるいは中止等となる場合がある。
- (6) その他
- ア 上記の規定によらず、特別な事情等がある場合は、別途協議をする。
- 5 大型・小型特殊免許証取得規定
- (1) 大型・小型特殊運転免許証取得及び乗車は原則として認めない。
 - (2) 大型・小型特殊免許証取得許可の特例((3)で定める)にあてはまると認められた者は免許証取得の許可を与えることがある。
 - (3) 大型特殊免許証取得の特例
普通自動車運転免許証の許可条件を満たしている者。(4 普通自動車運転免許証取得規定 (3) 入所許可の条件)
 - (4) 小型特殊免許証取得の特例
 - ア 家庭が主に農業で生計を立てており、保護者の同意が得られる者。
 - イ 道路交通法を遵守し安全運転が可能な者。
 - (5) 手続き
 - ア 許可を受けたい者は、担任を通じて交通指導係まで申し出る。
 - イ 所定の許可願を保護者連署のうえ、担任を通じて交通指導係に提出する。
- 6 車両利用上の禁止事項
- (1) 自転車関係
以下の行為を禁止する。
 - ア 2人乗り運転（運転者・同乗者）
 - イ 不正な改造車両の使用
 - ウ 無許可通学
 - エ 通学用車両の貸借
 - オ 無ヘルメット運転
 - カ その他の安全運転義務違反
 - (2) 二輪車関係
 - ア 運転免許証無断取得（車種に関わらず）
 - イ 無免許運転（車種に関わらず）
 - ウ 通学許可者の私的な利用
 - エ 2人乗り運転（運転者）
 - オ 速度制限違反
 - カ 無ヘルメット運転（運転者・同乗者）
 - キ 2人乗り運転（同乗者）
 - ク 無許可通学
 - ケ 保険への未加入
 - コ ヘルメットの指定ステッカー無貼付
 - サ その他の道路交通法の違反
 - シ 職員・交通委員等の注意無視
 - (3) その他
 - ア 歩行者は、右側通行等交通のルールを守る。

イ バス・列車通学者は、時間にゆとりを持った行動をし、車内道徳を守る。

ウ 定期券等の不正使用は禁止する。

7 交通事故・違反

- (1) 交通事故（加害者・被害者・自損）・違反を起こしたときは、ただちに担任を通じて交通指導係に申し出る。
- (2) 交通事故を起こした者の指導については、生徒指導部の会議、職員会議を経て、校長が決定する。